



国保料の軽減・減免制度などのお知らせ

国民健康保険

国民健康保険（国保）は助け合いの仕組みです。制度のご理解をお願いします。

平成28年度の保険料は6月中旬ごろに通知します。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4139、65・4140）

低所得者の軽減制度

前年中の所得が基準額以下の世帯に対して、国民健康保険料の平等割と均等割が、あらかじめ軽減される制度があります。

軽減の割合は7割、5割、2割の3種類です。4月1日（途中加入者の場合は世帯主が加入した日）の世帯内の被保険者数と、前年所得で軽減の割合を判定します。

平成28年度から、5割と2割軽減の対象となる基準額が拡大されます。（表1）

やむを得ず失業した人の軽減制度

倒産や解雇などでやむを得ず失

対象となる「所得」とは

平成27年1月1日～12月31日までの1年間の、世帯全員の収入から必要経費を差し引いた額です。給与や公的年金では、収入から給与所得控除額や公的年金等控除額を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などを差し引く前の額です。遺族年金や障害年金などの非課税の収入は含みません。

表1 低所得者の軽減制度

軽減割合	基準額（前年中の所得額）
7割	33万円（変更なし）
5割	33万円＋ $\downarrow$ 26万円 26万5000円 × 被保険者数 平成28年度から
2割	33万円＋ $\downarrow$ 47万円 48万円 × 被保険者数 平成28年度から

図1 失業した人の軽減制度

特定受給資格者
雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、31、32の人
特定理由離職者
雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが23、33、34の人

「特定理由離職者」に該当する人です。（図1）

業した人が国保に加入した場合、保険料や医療費の負担を軽減する制度があります。

対象は、失業により新たに国保に加入した人と、既に国保に加入していて失業した人のうち、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人

図2 所得の要件

所得の少ない世帯のうち
世帯の前年の総所得が被保険者数と旧国保被保険者数※の合算数×35万円＋33万円以下の世帯

被保険者が特別寡婦・特別障害者に該当または、同居の特別障害者（被保険者に限る）を扶養する世帯のうち
世帯の前年の総所得が被保険者数と旧国保被保険者数※の合算数×35万円＋55万円以下の世帯

※旧国保被保険者：国保から後期高齢者医療制度に移行した人

表2 低所得世帯が対象の減免基準と適用事例

いずれも、世帯で所得がある人が1人の場合

●給与収入の人の減免基準

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	給与収入 約98万円 ～ 133万円
2人世帯	給与収入 約98万円 ～ 171万9000円
3人世帯	給与収入 約98万円 ～ 223万1000円
4人世帯	給与収入 約98万円 ～ 273万1000円

●年金収入の人の減免基準

①昭和26年1月1日以前生まれの人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約153万円 ～ 203万円
2人世帯	年金収入 約153万円 ～ 238万円

②昭和26年1月2日以降生まれの人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約103万円 ～ 140万6000円
2人世帯	年金収入 約103万円 ～ 187万3000円

表3 賦課限度額

区分	27年度	28年度
医療保険分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円
介護保険分	16万円	16万円
合計	85万円	89万円

法律改正で、保険料の上限額（賦課限度額）が引き上げられました。帯広市でも国の基準に合わせて改定します（表3）。なお、今年度の保険料率などは、広報おびひろ7月号でお知らせします。

平成28年度の改正点

法律改正で、保険料の上限額（賦課限度額）が引き上げられました。帯広市でも国の基準に合わせて改定します（表3）。なお、今年度の保険料率などは、広報おびひろ7月号でお知らせします。

減免制度

所得が少ないなど、特別な事情で保険料が納められないときは、申請することで減免の対象になる場合があります。

所得が少ない世帯が対象

世帯全員の資産や退職金などを活用しても生活が著しく困難で、所得の要件（図2）に当てはまる世帯は、申請することで所得割の50パーセントが減免になる場合があります。（表2）

その他の理由で納付が困難な場合

- ・失業や病気により収入が著しく減少した場合
- ・長期入院などで多額の医療費が掛かった場合

軽減の内容は、離職日の翌日から翌年度末まで、対象者の前年所得のうち給与所得を100分の30として国民健康保険料を算定します。また、高額療養費などの自己負担限度額の判定にも、対象者の前年の給与所得を100分の30として判定します。

火災や地震などで資産に重大な損害を受けた場合

他の保険の加入者に扶養されている65歳以上の人の減免制度

社会保険などに加入していた人が、後期高齢者医療制度に加入した場合、その人に扶養されていた人（旧被扶養者）で国保に加入した65歳以上の人は、保険料の減免を受けられる場合があります。

国保へ加入手続きをするときに減免の申請を受け付けます。

減免の申請受付期間

6月15日以降に納入通知書を郵送するので、対象者は印鑑と納入通知書を持参し、国保課に申請してください。

減免の理由により証明書類が必要な場合や、受付期間が異なる場合があります。

平成28年度分の減免申請は、原則、平成29年3月31日までです。

後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の特別措置

国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、被保険者の

人数が少なくなる国保世帯には、保険料の特別措置があります。

これらの特別措置を受けるための手続きは不要です。

◆特別措置1

低所得者への軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行した人が世帯内にいて、世帯の所得に変更がない場合は、移行前と同率の軽減が受けられるように、移行した人の前年所得や人数を含めて判定します。

◆特別措置2

1人になった世帯への軽減

国保から後期高齢者医療制度へ移行することで、国保に残る被保険者が1人になった場合は、世帯構成に変更がなければ、移行後5年間は、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が半額になります。6年目からは3年間、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が4分の3になります。